

防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱

令和4年1月19日制定

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇の改善のため、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、令和4年2月から収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を実施することを目的とする。

(交付の対象及び金額の算定方法)

第2条 この補助金の交付の対象となる事業及び算定方法は、国が定める保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業実施要綱(以下「国要綱」という。)に規定するものとし、予算の範囲内において交付する。

(交付申請)

第3条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「事業実施者」という。)は、市長が別に定める期日までに防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付申請書(第1号様式)に国要綱7の1に規定する様式及び関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査の上、適正であると認めるときは、補助金の交付を決定し、防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定通知書(第2号様式)によりその旨を事業実施者に通知するものとする。

(実績報告)

第5条 前条の交付決定を受けた事業実施者は、事業を完了したときは、防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金実績報告書(第3号様式)に国要綱7の2に規定する様式及び関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第6条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、その内容

の審査を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金確定通知書（第4号様式）によりその旨を事業実施者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第7条 第4条の交付決定を受けた事業実施者は、市長が別に定める期日までに請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求書を受理したときは、30日以内に補助金を当該事業実施者に支払うものとする。

3 補助金の交付については、毎月又は概算により交付することもできる。

（関係書類の整備）

第8条 補助金の交付を受けた事業実施者は、事業の実施状況及び当該事業に係る収支について一切の状況を明らかにする帳簿その他の関係書類を整備し、補助金の交付の決定があった年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

（補助金の交付の決定の取り消し等）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた事業実施者が次の各号の一に該当するときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） この要綱に違反したとき。

（2） 虚偽の申請その他不正な手段によって補助金の交付を受けたとき。

（3） 国から交付決定の取り消しがなされたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、当該事業実施者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年1月19日から施行する。

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

年度防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付申請書

防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 施設の名称
- 2 交付申請額 金 円
- 3 添付書類
 - ① 別紙様式1（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善計画書）
 - ② 別紙様式1別添1（賃金改善内訳（職員別内訳））
 - ③ 別紙様式1別添2（同一事業者内における拠出見込額・受入見込額一覧表）

第2号様式（第4条関係）

指令防字第 号
年 月 日

様

防府市長

年度防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金について、下記のとおり交付を決定しましたので、通知します。

記

- 1 施設の名称
- 2 補助金交付決定額 金 円

第3号様式（第5条関係）

年 月 日

（宛先）防府市長

所在地

法人名

代表者名

年度防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金実績報告書

年 月 日付け防子指令第 号により交付の決定を受けた標記補助金の実績について、防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 施設の名称

2 精算額 金 円

3 添付書類

- ① 別紙様式2（保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業賃金改善実績報告書）
- ② 別紙様式2別添1（賃金改善内訳（職員別内訳））
- ③ 別紙様式2別添2（同一事業者内における拠出実績額・受入実績額一覧表）

第4号様式（第6条関係）

防子第 号
年 月 日

様

防府市長

年度防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金確定通知書

年 月 日付けで報告のありました 年度防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金について、防府市保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助額を確定したので、通知します。

記

1 施設 の 名 称

2 補助金交付確定額 金 円